

# ( 記 載 例 )

## 選挙運動用自動車一般運送契約書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)



\_\_\_\_\_**候補者氏名**\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と

\_\_\_\_\_**運送業者名**\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は

阪南市議会議員一般選挙に使用する一般運送自動車について次のとおり契約する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

1. 車種及び自動車登録番号又は車両番号

車種 小型乗用自動車 番号 和泉〇〇〇〇-〇〇

2. 期 間 令和 **7** 年 **9** 月 **14** 日～令和 **7** 年 **9** 月 **20** 日

3. 運送契約金額 (上記期間中)

1 日 **42,000** 円 × **7** 日 = **294,000** 円 (税込)

第2条 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により阪南市に帰属 (没収) することにならなかった場合においては、乙は阪南市の定める限度内で市長に請求するものとする。

ただし、当該請求金額が契約金額より少ないときは、甲は乙にその不足分を支払うものとする。

2 供託物が阪南市に帰属することになる場合は、甲は乙に全額を支払うものとする。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 **7** 年 **〇** 月 **〇** 日

契約した日を記載してください。

甲 (候補者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 候補者氏名 ㊟

乙 (事業者)

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 運送業者名 ㊟

代表取締役 **〇〇 〇〇**

# ( 記 載 例 )

## 自動車賃貸借契約書

\_\_\_\_\_**候補者氏名**\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と

\_\_\_\_\_**〇〇レンタカー株式会社** (以下「乙」という) は

阪南市議会議員一般選挙に使用する自動車の賃貸借について次のとおり契約する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

1. 車種及び自動車登録番号又は車両番号

車種 小型乗用自動車 番号 和泉〇 〇〇-〇〇

2. 期 間 令和 **7** 年 **9** 月 **14** 日～令和 **7** 年 **9** 月 **20** 日

3. 賃貸借料金 (上記期間中)

1 日 **10.500** 円 × **7** 日 = **73.500** 円 (税込)

第2条 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により阪南市に帰属 (没収) することにならなかった場合においては、乙は阪南市の定める限度内で市長に請求するものとする。

ただし、当該請求金額が契約金額より少ないときは、甲は乙にその不足分を支払うものとする。

2 供託物が阪南市に帰属することになる場合は、甲は乙に全額を支払うものとする。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 **7** 年 **〇** 月 **〇** 日

契約した日を記載してください。

甲 (候補者)

住 所 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

氏 名 候 補 者 氏 名 ㊟

乙 (事業者)

住 所 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

氏 名 〇〇レンタカー株式会社 ㊟

代表取締役 **〇〇 〇〇**

# ( 記 載 例 )

## 選挙運動用自動車運転契約書

\_\_\_\_\_**候補者氏名**\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と

\_\_\_\_\_**運転手氏名**\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は

阪南市議会議員一般選挙に使用する自動車の運転について次のとおり契約する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

1. 契約期間 令和 **7** 年 **9** 月 **14** 日～令和 **7** 年 **9** 月 **20** 日

2. 契約金額

1 日 **5,000** 円 × **7** 日 = **35,000** 円

第2条 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により阪南市に帰属（没収）することにならなかった場合においては、乙は阪南市の定める限度内で市長に請求するものとする。

ただし、当該請求金額が契約金額より少ないときは、甲は乙にその不足分を支払うものとする。

2 供託物が阪南市に帰属することになる場合は、甲は乙に全額を支払うものとする。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 **7** 年 **0** 月 **0** 日

契約した日を記載してください。

甲（候補者）

住 所 \_\_\_\_\_**0 0 0 0 0 0 0**\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_**候 補 者 氏 名**\_\_\_\_\_ ㊟

乙（運転手）

住 所 \_\_\_\_\_**0 0 0 0 0 0 0**\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_**運 転 手 氏 名**\_\_\_\_\_ ㊟

# ( 記 載 例 )

## 燃料供給契約書

\_\_\_\_\_ **候補者氏名** \_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と

\_\_\_\_\_ **〇〇石油株式会社** \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は

阪南市議会議員一般選挙に使用する自動車の燃料の供給について次のとおり契約する。

第1条 この契約の内容は、次のとおりとする。

1. 契約金額 単価1ℓあたり **150**円 (消費税を含む。) とし、  
期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
2. 供給期間 令和 **7** 年 **9** 月 **14**日～令和 **7** 年 **9** 月 **20**日

第2条 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により阪南市に帰属 (没収) することにならなかった場合においては、乙は阪南市の定める限度内で市長に請求するものとする。

ただし、当該請求金額が契約金額より少ないときは、甲は乙にその不足分を支払うものとする。

- 2 供託物が阪南市に帰属することになる場合は、甲は乙に全額を支払うものとする。

第3条 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲・乙が協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 **7** 年 **〇** 月 **〇** 日

契約した日を記載してください。

甲 (候補者)

住 所 \_\_\_\_\_ **〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇** \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ **候 補 者 氏 名** \_\_\_\_\_ ㊟

乙 (事業者)

住 所 \_\_\_\_\_ **〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇** \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ **〇 〇 石 油 株 式 会 社** \_\_\_\_\_ ㊟

**代表取締役 〇〇 〇〇**